

# 建築基準法第51条に基づくただし書き許可の運用実態に関する研究

都市計画研究室 佐藤 雄哉  
指導教員 中出 文平  
樋口 秀  
松川 寿也

## 1. 研究の背景と目的

建築基準法第51条では、都市計画区域内の「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物」は、原則として敷地の位置を都市計画に定めていなければ新築又は増築できないと規定している。しかし、敷地の位置を都市計画に定める施設は公益性が高く、恒久的な施設でなければならず、主として地方公共団体が設置・運営する施設が対象となっており、民間事業者の運営する施設は多くが都市計画決定されていない。そこで、施設立地にあたり都市計画決定以外の手法としてただし書きを規定しており、一定規模以上の民間事業者が運営する施設は特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、都市計画上の支障が無いと判断すれば建築を許可できる。近年、建築基準法第51条ただし書き（以下、51条ただし書き）に基づく申請数は増加しているが、各都道府県の都市計画審議会において、都市計画上の支障を判断する統一的な基準はなく、国も現状の運用実態を把握していないため、本制度の運用には不透明な部分が多い。

これまでに、民営火葬場を整備する上で、建替えの難しさを指摘した研究<sup>1)2)</sup>や政令指定都市での火葬場の整備状況を分析した研究<sup>3)</sup>、火葬場を都市計画決定する際の検討内容に関する研究<sup>4)5)</sup>がある。しかし、これらは火葬場を対象を絞っており、51条ただし書きの対象建築物すべてを包含しておらず、対象施設全体の実態を明らかにしているとは言い難い。また、火葬場の計画史的研究<sup>6)</sup>はこれまでに蓄積があるが、特に51条ただし書きを主眼とはしていない。さらに、迷惑施設の立地特性を数理的考察から検討する研究<sup>7)</sup>なども見られるが、迷惑施設全体の分析であり、かつ、制度論的問題意識による論述ではない。これら、迷惑施設全体や火葬場などの特定施設の分析を試みる研究は

継続して取り組まれているが、51条ただし書きの実態を全国的に把握した研究はない。

そこで、本研究では51条ただし書き許可の全国的な傾向や特徴を明らかにする。また、地方圏を取り上げ、運用上の問題点や課題を把握する。さらに、事例分析から許可にあたって判断されるべき「都市計画上の支障」を検証する。

本研究は、全国での51条ただし書きの運用状況を都道府県に対するアンケート調査から把握し、長野・富山・新潟3県をケーススタディとして取り上げ、都市計画審議会での議案書などを分析する。また、地方圏の中でも新潟県を取り上げ、行政担当者へのヒアリング調査や統計データなどから運用に影響を与えている要因などを分析する。さらに、問題点と考えられる視点を挙げ、土地利用規制状況を踏まえて新潟県内の事例の中から代表的な事例を選定し、建物利用現況や搬出入経路の設定状況などを分析する。この事例分析から把握できた運用上の課題を自治体へのアンケート調査によって、共通の問題であることを検証する。

## 2. 全国的な51条ただし書きの運用状況

### 2-1 全国的な運用傾向の把握

まず、都道府県に対しアンケート調査<sup>①</sup>を実施し、運用件数や許可基準の策定状況などを把握した。都道府県ごとの過去10カ年（平成11年度～20年度）の運用件数を見ると、大きくばらついており、中でも北海道と新潟県が突出している（図1）。また、都市計画区域内人口<sup>②</sup>10万人あたりに換算した件数では、新潟県や富山県が多いが、都市計画区域<sup>③</sup>1万haあたりに換算した件数は、大きな違いはなく、面積は運用件数を左右する要因ではない。

また、51条ただし書き運用に対する基準を策定しているのは、47都道府県中12道県のみであった。法律では、許可

に対する基準などは示されていないが、都道府県も積極的に策定しておらず、3割に満たなかった。国や都道府県の許可に対する基準などが不明確であると、都道府県によって許可・不許可の判断が曖昧になり、統一性のある制度運用が困難になると考えられ、現状ではその危惧すべき事態の中で運用されていることが裏付けられた。

## 2-2 運用実態の異なると考えられる自治体の状況

前述した過去10カ年の運用件数から、全国で平均的な長野県、人口当たりの運用件数が多い富山県、運用件数全体が多い新潟県を取り上げ、運用状況を比較する。

### (1) 運用件数及び申請地の都市計画規制状況

3県の中では新潟県が突出して件数が多く、各県内の特定行政庁<sup>(3)</sup>は、非常に少ない(図2)。また、新潟県は非線引き都市計画区域の白地地域内での申請が非常に多い。

一方、各申請地の都市計画規制状況を見ると、最大で20%程度の差であり、10年間での実績であることを考慮すれば、かけ離れているとは言えない。注目すべきは、全国的に平均的な長野県と新潟県が非線引き都市計画区域の白地地域内での件数が多いという共通点である。富山県も市街化区域内での件数と同程度あり、少ないとは言えない。また、市街化調整区域や非線引き都市計画区域の用途地域内での申請が少ないことは各県に共通している。

### (2) 申請内容の主要用途及び工事種別

各申請内容の主要用途に着目すると、各県ともに県が特定行政庁である場合は、産業廃棄物を扱う施設が大半であった(図3)。また、市町村が特定行政庁である場合で、産業廃棄物処理と一般廃棄物処理を兼ねる事例も16件存在していた。市町村特定行政庁の運用件数が非常に少ないことを勘案すると、3県とも似通った内容である。

一方、各申請内容の工事種別を見ると、新潟県と長野県はほぼ同様の傾向であることがわかる(図4)。富山県は用途変更の申請が多いが、用途変更と増設を両方申請するケースも5件あり、新設や増設の件数自体は長野県と同程度であることから、特異事例であるとは言えない。

### (3) 市町村の対応

ヒアリング調査<sup>(4)</sup>から、運用に対する市町村の対応を把握・比較した。3県内の特定行政庁は、1自治体でしか基準が策定されていない(1/11)。しかし、大半の自治体が明文化した基準以外に確認すべき視点はあるとしている。また、民間施設の都市計画決定事例は皆無であり、今後の都市計画決定の可能性にも否定的であった。

## 3. 地方圏における51条ただし書き運用の実際

長野・富山・新潟3県がほとんど同じ運用状況であることを把握できたため、大都市圏に比べて51条ただし書き対象区域が広い地方圏である新潟県の状況を詳細に分析する。

### 3-1 過去10カ年の新潟県の運用状況

新潟県内で過去10カ年の51条ただし書き件数は、県が特定行政庁である85件と県内市町村が特定行政庁である32件の117件(延べ件数)ある。

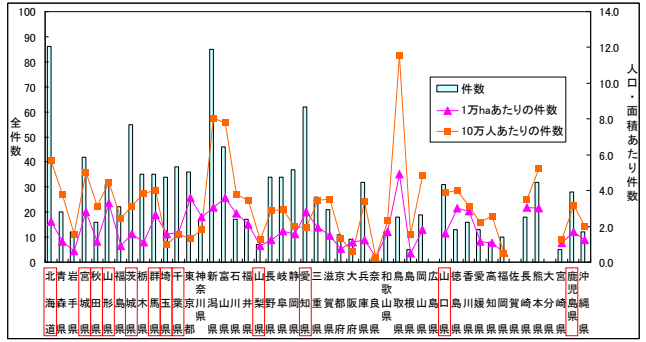


図1：過去10カ年の都道府県ごとの運用件数

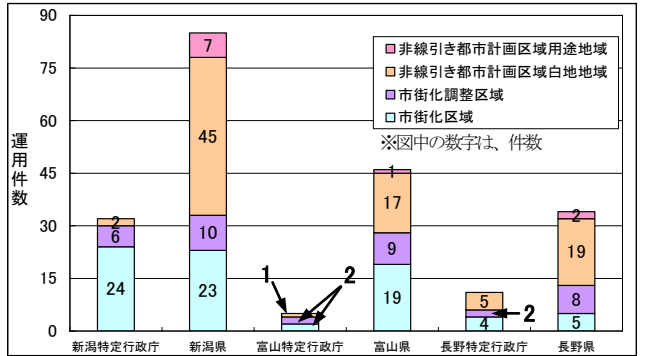


図2：3県内での51条ただし書き運用件数

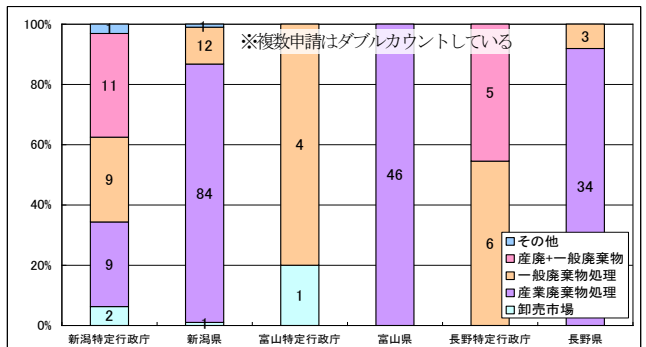


図3：各申請内容の主要用途

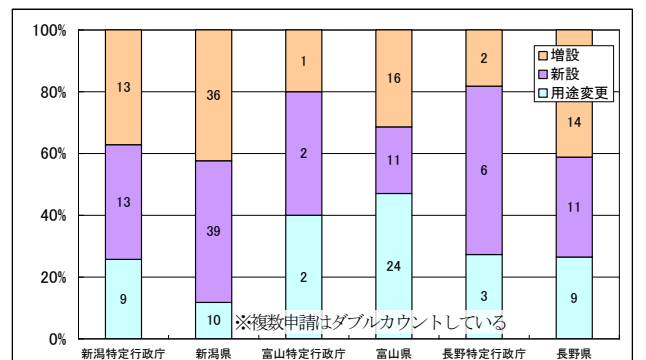


図4：各申請内容の工事種別

しかし、産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設を兼ねる施設の申請や複数回申請を考慮して、申請施設ベースでの件数を算出すると、県が特定行政庁である件数は11件、県内市町村が特定行政庁である件数は80件となる。以上のことから、新潟県内で過去10カ年にあった51条ただし書き件数は91件(申請施設ベース件数)であり、これを以後の分析対象とする。

### 3-2 新潟県の考え

新潟県にヒアリング調査<sup>(6)</sup>を実施し、51条ただし書き運用に対する考えを把握した(表1)。運用に対する方針や基準は多くの都道府県や市町村と同様に策定していない。個別事案ごとの判断にあたって、廃棄物処理施設は保健・衛生部局でも周辺環境への影響等を検討するため、51条ただし書きで特別な検討は必要ないと認識を示している。また、許可の判断にあたり、どの部署と協議するか具体的に定められておらず、全庁的な情報共有体制が構築されていない。新潟県も運用に対する考えは他の自治体と同様であることが裏付けられた。

### 3-3 ミクロ分析での視点

県内事例を分析していく上で、代表例を選定するために以下に示す5つの指標を設定した。

#### [指標1：申請地から500m以内に集落があるか否か]

一般的に、51条ただし書き施設は周辺環境へ及ぼす影響が大きく、集落<sup>(6)</sup>などが近接する場合、生活環境の悪化が懸念される。このことから、土地利用面の整合や自動車交通などへの影響だけでなく、住民生活(とりわけ生活道路や歩行者)への影響など考慮すべきである。そこで、住民生活への影響を運用上、行政側がどのように検証し、担保しているのか探るため本指標を設定した。

#### [指標2：申請地から500m以内に公的施設があるか否か]

不特定多数の市民が利用する公的施設<sup>(7)</sup>が近接する場合、周辺環境の悪化だけでなく、交通弱者や来訪者などの安全性の確保も問題となる。公的施設が近接している場合には、集落が近接する場合と同様に、施設利用者への影響などを検証すべきである。そこで、51条ただし書き施設の立地が及ぼす影響を行政側がどのように検証し、担保しているのか探るため本指標を設定した。

#### [指標3：申請地から500m以内に他の申請地があるか否か]

51条ただし書き施設は単独の施設であっても周辺環境への影響は大きいと考えられるが、複数の51条ただし書き施設が集合立地することで、その影響は増大することが予想される。そのような場合、複数施設の影響を検証する必要があるが、51条ただし書きに規定される個別施設の判断だけでは難しい。そこで、51条ただし書き施設が近接して複数立地することに対してどのような検証がされ、行政側はどのような対応策を講じ、かつ、問題点として何が挙げられるのか探るため本指標を設定した。

#### [指標4：大規模工場の一部のような申請であるか否か]

51条ただし書きは建築基準法に規定されているため敷地単位の許可制度であるが、大規模な工場<sup>(8)</sup>などはその性格上、容易に移転や廃業などは考えにくい。そのため、大規模施設は小規模施設に比べて恒久性が担保しやすく、より都市計画決定の可能性が高い。そこで、大規模な工場内などへの施設立地の際に、どのような検討がされ、課題として何が挙げられるのか探るため本指標を設定した。

#### [指標5：申請地から500m以内に行政界があるか否か]

51条ただし書きは、建築基準法に規定されているため都

表1：新潟県の運用に対する考え

51条ただし書きに対する方針	他部局との連携状況	申請件数の多寡
一律的に定めた指針ではない。個別の事案ごとに判断しているのが実情である。しかしながら、当然関係部局、例えば、道路交通量への影響を検討する場合には道路管理者の意見を聞く。 また、本県の場合、廃掃法に規定されている施設(廃棄物処理施設等)は、建築許可よりも営業許可の手続き(廃掃法関連)を先に行っており、保健衛生部局で環境影響評価や周辺住民の同意を確認しているため、建築許可の事前協議に建築指導部局に来るときには土地利用面以外での問題はクリアされているものと考えている。	庁内での検討の際には、関係部局と協議しているが案件ごとに関係する部局が異なっているため、どの部局と協議しているとは明言できない。また、協議内容も同様で、協議内容を細かく説明はできない。 一般論として例示すると、都市政策課や保健・衛生部局とは必ず協議している。また、がけ地の傍の申請であれば砂防部局と、県道に接続していれば道路部局と協議する。 景観に関する協議は市町村に任せている。景観行政団体となっている市町村(県内では新潟市・佐渡市・新発田市・上越市・南魚沼市・村上市)以外とは景観面での協議は基本的にしない。	県として分析したことがないのでコメントできない。

表2：各指標に対する当てはまりと都市計画規制状況

		指標1		指標2		指標3		指標4		指標5		反応なし	
		集落		公的施設		集合地域		大規模工場		行政界			
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
線引き	市街化区域	24	33.8	27	43.5	21	56.8	14	40.0	6	27.3	-	-
	市街化調整区域	11	15.5	8	12.9	4	10.8	5	14.3	5	22.7	-	-
非線引き	用途地域	5	7.0	4	6.5	2	5.4	3	8.6	1	4.5	-	-
	白地	31	43.7	23	37.1	10	27.0	13	37.1	10	45.5	3	100
合計		71	100	62	100	37	100	35	100	22	100	3	100

市計画法の広域調整制度<sup>(9)</sup>に類似する仕組みがない。しかし、申請地に市町村行政界が近接する場合、行政界を挟んだ他自治体の近隣地域に集落があることも想定され、行政界を越えた「都市計画上の支障」を判断すべきである。そこで、行政界付近への施設立地に対して行政側がどのような検証を實踐し、課題として何が挙げられるのか探るため本指標を設定した。

全91件が5つの設定指標に対して、どう当てはまるかを確認し、各申請地の都市計画規制状況とクロス集計した(表2)。その結果、指標1と指標2に当てはまる事例は、都市計画規制状況の傾向も酷似していた。双方とも、市街化区域内と白地地域での件数が多いが、市街化区域内に様々な用途の施設が近接していることはある程度予測の範囲である。一方、白地地域で申請施設に集落などが近接している場合には、何らかの問題を生じていることが推察され、課題などを把握しやすいと考える。そのため、指標1と指標2に当てはまる事例の中から、白地地域での事例を代表事例に選定する。指標3に当てはまる事例では、市街化区域内での件数が最多であった。代表事例には、市街化区域内の設定指標全てに当てはまる事例を選定する。指標4に当てはまる事例では、市街化区域内での件数が多かった。大規模な工場などは工業団地へ立地することが多いことから、市街化区域内の件数を押し上げていると考える。一方、規制の緩い白地地域での件数もある程度ある。しかし、分析の視点である都市計画決定の可能性を検討するためには、より都市計画決定に結びつきやすい事例を選定する必要がある。そこで、周囲を山に囲まれ、非常に大規模な工場内への立地事例である非線引き都市計画区域の用途地域内での事例を選定する。指標5に当てはまる事例は、全体で22件と少ない。また、申請以後の市町村合併等により現在では該当しない事例も相当数あるため、現在でも市町村行政界に近接している事例を選定する。最後に、設定した指標にまったく当てはまらなかった事例が3件あった。いずれも白地地域での事例であり、指標が当てはまっていないことから想定外の問題が生じている可能性があり、工業団地に隣接している事例を代表事例として分析する。



#### 4. 事例分析から見る51条ただし書き運用の課題

##### 4-1 代表事例から把握できる課題

###### [事例1 集落や公的施設に近接する事例]

本事例は、新潟県魚沼市にあり平成18年2月に新潟県都市計画審議会で審議された産業廃棄物処理施設の申請である。申請地の周囲は、住宅や工場、商業施設が混在立地している(図5)。搬出入経路として、主に国道に設定しているが、申請地の前面道路は幅員6m未満であり、大型車両がすれ違うには十分な幅員とは言えない。また、搬出入経路に設定されている国道352号線で通学路と約70m重複しているが、歩行者や自転車通行者への影響検証は特段行われていない。このことから、申請施設の周囲に集落や公的施設がある場合、特定・不特定に関わらず多くの住民に影響を与える可能性がありながら、適切な影響検証を求める運用となっていないことが明らかになった。

###### [事例2 許可施設集合地域での事例]

本事例は、新潟県上越市にあり平成15年9月に新潟県都市計画審議会で審議された産業廃棄物処理施設の申請である。申請地の周囲は、工場地帯が形成されているが、集落なども隣接している(図6)。また、周囲に他の51条ただし書き施設も複数立地する許可施設集合地域である。申請当時の上越市策定の総合計画や都市計画マスタープランでは、周辺を工業拠点として整備していくことや住・工混在の防止が掲げられているが、51条ただし書きに対する運用方針や基準は策定しておらず、個別施設ごとの検討のみが実施されている。複数の51条ただし書き施設が立地することによる影響は単体施設の影響より大きいことが予想されるが、特に検証などはされていない。

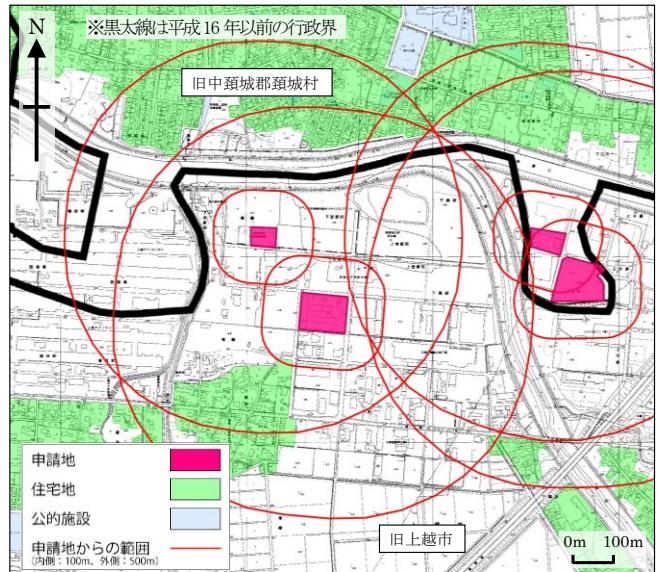


図6：事例2（許可施設集合地域での事例）

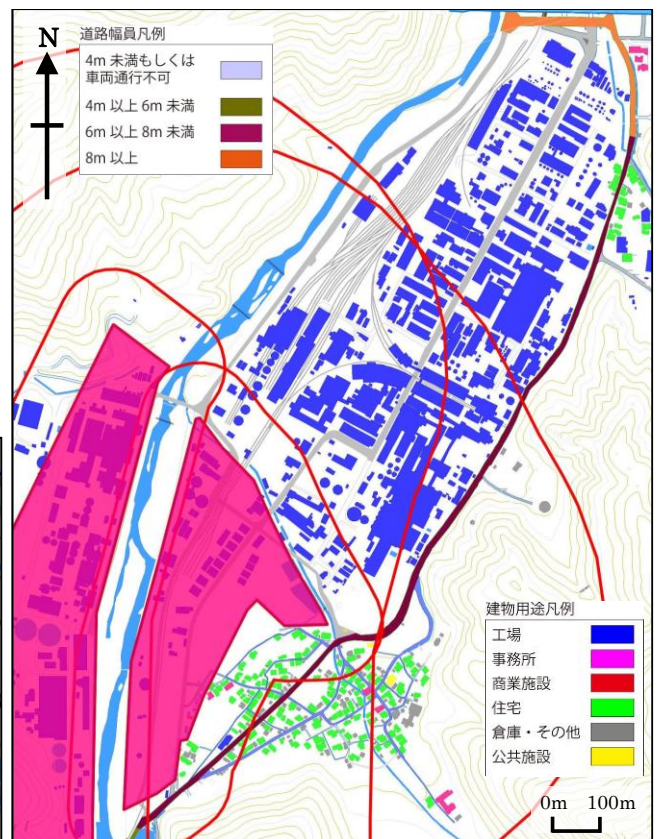


図7：事例3（大規模工場内への立地事例）



図5：事例1（集落や公的施設が近接する事例）

表3：各事例の概要

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5
所在自治体	新潟県魚沼市	新潟県上越市	新潟県西頸城郡青海町 (現・糸魚川市)	新潟県新発田市	新潟県中蒲原郡村松町 (現・五泉市)
区域区分状況	非線引き都市計画区域	線引き都市計画区域内市街化区域	非線引き都市計画区域	線引き都市計画区域市街化区域	非線引き都市計画区域
用途地域指定	なし	工業専用地域	工業専用地域	準工業地域	なし
主要用途	産業廃棄物処理施設(廃プラスチック)	産業廃棄物中間処理施設 (廃酸・廃アルカリ・汚泥の脱水)	産業廃棄物処理施設 (汚泥・木屑の焼却・廃油・廃プラスチック) 一般廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設(汚泥の脱水)	産業廃棄物処理施設 (がれき類・木屑の破砕)
敷地面積(m <sup>2</sup> )	3400.82	11618.20	①88752.25 ②115620.00	17279.37	4824.00
都計審での審議日	平成18年2月16日 用途変更申請 新潟県都市計画審議会	平成15年9月18日 増設申請 新潟県都市計画審議会常務委員会	①平成13年11月28日 増設申請 ②平成15年7月17日 増設申請 新潟県都市計画審議会	平成17年2月18日 新設申請 新潟県都市計画審議会	平成16年7月28日 新設申請 新潟県都市計画審議会常務委員会
指標への当てはまり	指標1 指標2 指標3 指標4 指標5 ○ ○ × × ×	指標1 指標2 指標3 指標4 指標5 ○ ○ ○ ○ ○	指標1 指標2 指標3 指標4 指標5 ○ ○ ○ ○ ×	指標1 指標2 指標3 指標4 指標5 × × × ○ ○	指標1 指標2 指標3 指標4 指標5 × × × × ×



### [事例3 大規模工場内への立地事例]

本事例は、新潟県糸魚川市<sup>(10)</sup>にあり平成13年11月と平成15年7月に新潟県都市計画審議会で審議された産業廃棄物処理施設の申請である。申請地は、周囲を山に囲まれた大規模な工場であり(図7)、申請地を含む工場は1921年(大正10年)から現在に至るまで長期間(約90年間)操業している。また、工場南東部に既存集落があるが、工場とは道路を隔てており、搬出入経路が工場から北側へ設定されていることから影響は少ないと言える。さらに、工場自体は非常に大規模(約385万 $m^2$ )であり、長期間安定して操業していることや近隣住民から反発がないことを考慮すると、行政の財政面や産業に大きく貢献していると考えられる。以上から、他の施設と比較しても民間施設の中では恒久性や公益性が非常に大きい施設と言え、積極的に都市計画決定を検討すべき事例であるが、そのような検討をした資料等はない。

### [事例4 行政界に近接する事例]

本事例は、新潟県新発田市にあり平成17年2月に新潟県都市計画審議会で審議された産業廃棄物処理施設の申請である。申請地は、3自治体(新発田市・新潟市・聖籠町)の行政界が入り組んでいる地域であり(図8)、申請当時から現在まで行政界の再編等は行われていない。都市計画上の支障の有無を判断する際は、申請地に行政界が近接している場合、他自治体の隣接地域への影響も考慮すべきであるが、現行法ではそのような規定はない。本事例も搬出入経路が隣接する他自治体へ向かって設定されており、適切な検証が必要であるが、検討されていない。また、申請地周辺の住民には理解を得ていることを都市計画審議会の議事録等から把握したが、他自治体の近隣地域の住民には何ら説明などはされておらず、制度上の不備であると同時に、運用上の問題点として捉えられる。

### [事例5 5つの指標に当てはまらなかった事例]

本事例は、新潟県五泉市<sup>(11)</sup>にあり平成16年7月に新潟県都市計画審議会で審議された産業廃棄物処理施設の申請である。申請地は、工業団地に隣接した土地であるものの、それ以外の三方向を山に囲まれており、周囲に集落などはない(図9)。また、用途地域などの都市計画規制も課せられておらず、総合計画など<sup>(12)</sup>でも申請地周辺の土地利用に関する言及はない。しかし、行政側は周囲に都市的土地利用が見込めないことや土地利用上の制約に乏しいことを理由に挙げ、都市計画上の支障がないと判断している。一方で、通学路と搬出入経路が重複していることに加え、前面道路も未舗装であり、道路幅員も6m未満と狭い。このことから、土地利用面以外の要素も重要な観点となるが、特に検証はされていない。今回のケースでは、行政側が申請地は土地利用上の制約に乏しいことを理由に挙げているが、反対に事業者側が申請理由として、何ら土地利用上の制約がない点を挙げる可能性もあり、自治体側が立地を阻みたい意向を持っていたとしても、51条ただし書きに対する運用方針や基準が策定されていないと進出を阻めない。

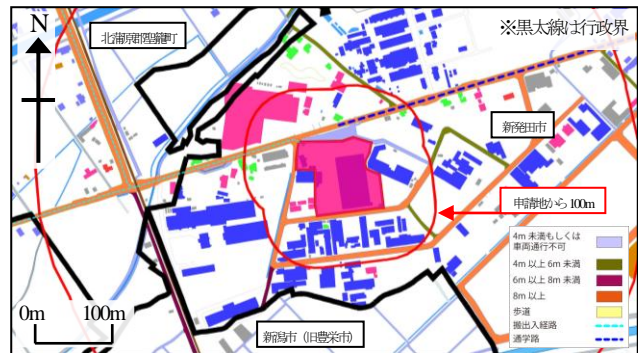


図8：事例4 (行政界に近接する事例)

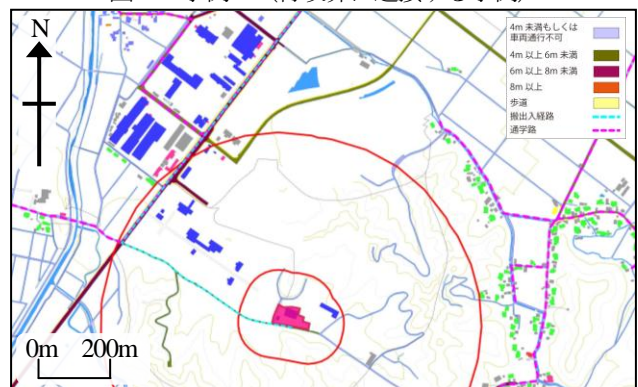


図9：事例5 (5つの指標に当てはまらなかった事例)

## 4-2 事例所在市町村の意向

5自治体に対するヒアリング調査<sup>(13)</sup>から、51条ただし書き運用に対する意向を分析した。5自治体とも似通った意向を示しており、大半の自治体が運用に対する方針や基準を定めておらず(4/5)、土地利用ゾーニングなどに概ね合致していれば、特に都市計画上の支障はないと判断している。また、住民同意を求める自治体は少なく<sup>(14)</sup>、多くの自治体は申請者の必要と認める範囲で住民へ説明を行い、理解を得られれば問題ないと考えている。さらに、各自治体とも民間施設の都市計画決定には否定的であった。これは、都市計画決定は都市計画部局が担当しているが、51条ただし書きは建築指導部局が担当しており、複数部局に跨っていることが消極的になる一要因だと考える。行政界付近への申請の場合、近隣自治体と協議する必要性は5自治体とも指摘しているものの、実際に取り組んでいる自治体はなく、近接自治体との協議も行政上の意見照会を念頭においており、近隣地域の住民への説明などは想定していない。以上のことから、新潟県内の市町村も51条ただし書きの運用に対し、長野・富山・新潟3県内の特定行政庁とほとんど同じ考えを持っていることが明らかになった。

## 4-3 事例から把握できた課題に対する都道府県の意向

昨今の51条ただし書きの大半が産業廃棄物処理施設であり、その許可権者が特定行政庁の都道府県知事である<sup>(15)</sup>ことを勘案し、事例から把握できた課題の全国的な共通性を検証するため、過去10カ年の運用件数が30件以上であった18都道府県を対象にアンケート調査<sup>(16)</sup>を実施した。

9道県では51条ただし書き運用にあたって、何らかの基準を策定しており、半数の自治体が基準と個別対応の判断

を織り交ぜた運用を行っている。一方、大半の自治体は歩行者や自転車通行者への影響検証を実施しておらず（14/16）、制度上規定がないために結局は土地利用に整合しているかなどの議論のみで、住民の実生活への影響などは担保できていない。また、都市計画決定を選択肢として排除しないが、実際に決定することは難しいと考える自治体が多い（12/16）。さらに、行政界付近の敷地へ申請があった場合に、隣接自治体と協議する必要性を認識している自治体は多いものの（14/16）、隣接自治体へ意見照会することで協議したと考える自治体が半数以上であり（9/14）、近隣住民に対する影響も含めた検証などは念頭がない。加えて、複数の自治体の実務上の問題として、都市計画法と建築基準法の両法令に跨っている51条ただし書きの運用を都市計画法の中に組み込むべきであると指摘している。以上のことから、過去10カ年の51条ただし書き運用件数の多い都道府県も運用にあたって、市町村とほとんど同様の意向を持っていることが明らかになった。運用上の課題を認識しているものの、制度面での規定がなく有効な対処法を検討できておらず、事例から把握できた課題が全国的に共通した運用上の問題であることが裏付けられた。

## 5. 総括

これまで明らかにしてきたことを踏まえて、51条ただし書きの適切な運用に向けた方策を提言する。

### (1) 許可判断基準等の策定の必要性

51条ただし書きは許可の是非を判断する上で、基準が明確に示されていない点である。これは、特定行政庁の裁量権が非常に大きいことを意味するが、公正で透明性のある運用の実現には、ある程度の基準が必要である。

具体的に言えば、国・都道府県・市町村のそれぞれが運用に対して、方針や基準を策定することが望ましいのではないか。それぞれの主体で規定しておくべき内容が異なることから、主体ごとに策定したほうが良い。それが結果的に廃棄物などのリサイクル推進に繋がり、建築基準法の事前明示性という性格も包含できることになる。

### (2) 積極的市民関与が得られる制度構築

51条ただし書きは都市計画決定と異なり、住民が申請内容に対して公式に意見を述べる場が用意されていない。51条ただし書きが対象とする施設はいずれも周囲に与える影響の大きいものばかりであり、土地利用面や住環境面などから直接の影響を受ける住民の積極的な意思の関与に乏しい本制度は望ましい制度設計であるとは言えず、住民の知る機会と意見を述べる機会が確保された制度へと改善していくべきであろう。

また、行政界付近の敷地へ申請があった場合、現行法では隣接自治体や隣接地域の住民と協議・調整する制度がないが、51条ただし書きが都市計画上の支障の判断を求めていることを念頭に置けば、隣接自治体や隣接地域の住民に与える影響も当然検証する必要がある。そのため、制度改善が望まれるが、法改正などを伴わなくとも国の方針等

広域調整機能の必要性を示すことで、実際の運用に反映することは十分に可能である。

### (3) 法体系見直しの可能性

51条ただし書きは、建築基準法に規定されていながら建築行政を掌る特定行政庁に都市計画の観点を要求しており、都市計画審議会の議を経て判断されることから、建築基準法の中に規定されていることは不可思議である。また、51条ただし書きの他にも建築基準法の集団規定には、都市計画法と連動して適用される条項も多く、将来的には都市計画法と建築基準法の役割分担を検討し直し、再編を議論することも必要不可欠になってくる。これについては、51条ただし書き以外の制度の実態を踏まえた上での議論が求められるため、他制度の実態を把握することが今後の課題と言える。

#### 【補注】

- (1) 47都道府県の都市計画部局宛に対して平成21年7月に実施し、全都道府県から回答を得た（回収率100%）。
- (2) 都市計画年報（国土交通省都市・地域整備局都市計画課 監修）平成13・14年度版の平成12年現在の数値を使用
- (3) 都道府県以外の建築基準法第4条第1項及び第2項に基づき建築主事を置く市町村
- (4) 新潟県内の市町村特定行政庁（新潟市・長岡市・上越市・三条市・柏崎市・新発田市）の都市計画・建築指導部に、平成21年10月に実施した。長野・富山両県内の市町村特定行政庁（長野市・松本市・上田市・富山市・高岡市）の建築指導部には簡易ヒアリング方式のアンケート調査を平成22年6月に実施した。いずれも対象自治体全てから回答を得た（回収率100%）。
- (5) 平成22年9月27日に新潟県土木部都市局建築住宅課建築指導係に対して実施した。
- (6) 50m以内の範囲で住宅が概ね10戸以上連担している地区と定義
- (7) 不特定多数の市民が利用する施設として、公民館・警察署（交番を含む）・消防署・病院・学校・運動施設（グラウンドや競技場）・駅・自動車学校と定義
- (8) 敷地面積が1万㎡以上の工場もしくは処理施設と定義
- (9) 都市計画法第19条第5項
- (10) 申請当時は新潟県西頸城郡青海町。平成17年3月19日に周辺3市町（糸魚川市・青海町・能生町）が合併し、現在の糸魚川市となっている。
- (11) 申請当時は新潟県中蒲原郡村松町。平成18年1月1日に周辺2市町（五泉市・村松町）が合併し、現在の五泉市となっている。
- (12) 旧村松町は都市計画マスタープランを策定していない。
- (13) 5つの事例が所在している新潟県内の5自治体（魚沼市・上越市・糸魚川市・新発田市・五泉市）の都市計画・建築指導部に対して、平成22年10月～11月にかけて実施した。
- (14) 糸魚川市は住民の同意を許可の絶対条件としており、各区長の同意書の提出を申請に当たって申請者に求めている。それ以外の4自治体ではそのような具体的な条件はない。
- (15) 都市計画法第15条第1項第5号に基づいて産業廃棄物処理施設は51条ただし書き許可でも都道府県知事の許可である。
- (16) 18自治体（北海道・宮城県・山形県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・富山県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・兵庫県・山口県・熊本県）の都市計画・建築指導部に対して平成22年12月に実施し、16都道府県から回答を得た（回収率88.9%）。

#### 【参考文献】

- 1) 浅香勝輔・山中新太郎(1992)「大都市における民営火葬場の環境整備の方向性に関する基礎的研究」都市計画論文集 No. 27, pp. 253-258
- 2) 浅香勝輔(1991)「火葬場の建て替え・移転の実態に関する研究」都市計画論文集 No. 26, pp. 655-660
- 3) 宇崎崎勝也・浅香勝輔(1996)「都市における火葬場の整備に関する研究-政令指定都市の現状分析を通して-」都市計画論文集 No. 31, pp. 733-738
- 4) 武田至・積田洋(2006)「火葬場の都市計画決定における審議内容の変化について」日本建築学会学術講演梗概集, pp. 427-428
- 5) 松村真人・八木澤壯一・吉本正信(1989)「都市計画決定から見た火葬場建設と住民の反応」都市計画論文集No. 24, pp. 391-396
- 6) 浅香勝輔(1991)「港都横浜における都市計画にかかわる火葬場の史的・研究」日本建築学会学術論文報告集No. 429, pp. 115-127
- 7) 片岡裕介・及川清昭・浅見泰司(2003)「ジニ係数に基づいた迷惑施設の立地適正に関する数理的考察」日本建築学会学術講演梗概集, pp. 995-996